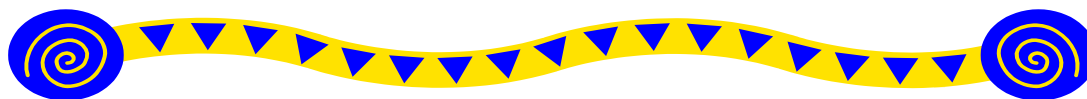


# 農商工連携の促進のために



平成20年8月  
農林水産省  
経済産業省

まるごと食べよう  
ニッポンブランド!

# も く じ

農林水産業と商業・工業等の産業間での連携促進等による地域経済活性化のための取組について……………	P 1
農商工等連携促進法について……………	P 2
農商工等連携促進法が支援する二つの事業スキーム……………	P 3
農商工連携法に基づく主な支援措置……………	P 4
「農商工等連携事業」の基本的要件……………	P 5
「農商工等連携支援事業」の基本的要件……………	P 6
農商工等連携法の位置づけ(新事業活動促進法、地域資源法との関係)……………	P 7
「農商工連携」の促進を通じた地域活性化	
経済産業省予算……………	P 8
農林水産省予算……………	P 9
農商工等連携法における支援の流れ……………	P10
地域力連携拠点の支援の流れ……………	P11
今後のスケジュール……………	P12

# 農林水産業と商業・工業等の産業間での連携(「農商工連携」)促進等による 地域経済活性化のための取組について(概要)

平成19年11月30日 農林水産省・経済産業省

## 趣旨

地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間での連携(「農商工連携」)を強化し、相乗効果を発揮していくこととなるよう、農林水産省と経済産業省は、密接かつ有機的に連携をとり、以下の具体的取組を推進。

## 具体的取組

### I 地域経済活性化のための「農商工連携」促進等の取組

施策の相互活用の推進、施策の集中的実施等により、地域産品等に関する販売促進・新商品開発、地域産業におけるイノベーションの推進等を効果的に支援

- ・地域産品等に関する販売促進・新商品開発
- ・地域産業におけるイノベーションの推進
- ・地域における知的財産の「創造・保護・活用」の更なる促進
- ・農業関連施策と中小企業関連施策の連携推進
- ・地域産品の輸出促進

### II 「まるごと食べようニッポンブランド！」 「ニッポン・サイコー！キャンペーン」 の共同実施

国産農林水産品の消費拡大を図るため、両省それぞれが所管する業界団体等に対し、働きかけ等を実施し、国民的な運動への展開を促進(11月下旬より既に取組を開始)

- ・ 現場訪問の実施
- ・ 店頭販売の実施
- ・ 小売関係業界団体、生産者団体等との懇談会の実施
- ・ 製造業・サービス業への働きかけ、優良事例のPR

### III 「農商工連携」のためのPR等

両省が相互のネットワーク等を通じ、連携して「農商工連携」のためのPRを実施し、農業・工業・商業の事業者等への普及啓発を実施

- ・ 「立ち上がる農山漁村」の推進
- ・ 「農商工連携88選」の作成
- ・ 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開
- ・ 海外でのトップセールス 等

### IV 法制度面等での検討

「農商工連携」、バイオ燃料の生産の促進について、必要に応じ、法制度も含めた支援の基本的枠組みについて引き続き検討

# 農工商等連携促進法について

～農林漁業と商業・工業等の産業間の壁を越えた連携促進による地域経済活性化の実現～

## 提案理由

- 近年、企業規模や業種、地域により景況に格差が見られる中、我が国が、地方を中心として元気を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要である。
- このためには、中小企業者や農林漁業者が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要である。
- この点を踏まえ、政府としても、農林水産省と経済産業省が一体となって、中小企業者と農林漁業者のつながりを応援し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進するための措置を講ずる必要がある。

農林漁業と商業・工業等の産業間連携(農工商等連携)を強化し、地域経済を活性化するための法的な枠組みを整備

## 農工商等連携促進法(H20.7.21施行)

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律)

### 中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取組を支援

- ・国から、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等についての計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、事業資金の貸付や債務保証、設備・機械の取得に対する税制等の支援を創設。
- ・両者のマッチングを行う公益法人・NPO法人もあわせて支援。

※法的枠組みの整備のほか、農工商等連携関連予算として、200億円超(平成20年度予算案)を措置。(農水省・経産省合計)<sup>2</sup>

# 農商工等連携促進法が支援する二つの事業スキーム

## 基本方針

主務大臣(農林水産大臣、経済産業大臣等)が、

**農商工等連携事業・支援事業の認定基準等を策定**

申請

認定

### 農商工等連携事業計画

**目的:** 中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善

中小企業者(商工業者に限る)と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成

#### 支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証
- 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
- 設備投資減税制度の創設(7%の税額控除又は30%の特別償却)
- 中小企業者に対する低利融資制度の創設(中小公庫・国民公庫)

申請

認定

### 農商工等連携支援事業計画

**目的:** 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農商工等連携事業に関する指導、助言、その他の中小企業者と農林漁業者との有機的連携の支援

一定の要件を満たす公益法人又はNPOが、農商工連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成

#### 支援措置

- 中小企業信用保険法の特例  
(事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。)

# 農工商等連携促進法に基づく主な支援措置

## 中小企業信用保険法の特例

現行

<保険種類> <保証限度額>  
(1業者あたり)

・普通保険  
2億円以内  
(組合は4億円以内)

・無担保保険  
8,000万円以内

・特別小口保険  
1,250万円以内

・流動資産担保保険  
2億円以内  
(組合は4億円以内)

<填補率(年額)>  
・普通保険……70%  
・その他の保険……80%

<保険料率(年額)>  
・百分の三以内において政令で定めるもの

本法における特例

<保証限度額の拡大>  
(左記の現行保証限度額に加え、以下の特別枠を創設)

【特別枠】

・普通保険  
2億円以内  
(組合は4億円以内)

・無担保保険  
8,000万円以内

・特別小口保険  
1,250万円以内

・流動資産担保保険  
2億円以内  
(組合は4億円以内)

<填補率(年額)の引き上げ>  
・普通保険……80%  
・その他の保険……80%

<保険料率(年額)の引き下げ>  
・百分の二以内において政令で定めるもの

【保証限度額の合計】  
≪現行の保証限度額(1業者あたり)  
+特別枠≫

・普通保険  
4億円以内  
(組合は8億円以内)

・無担保保険  
1,6億円以内

・特別小口保険  
2,500万円以内

・流動資産担保保険  
4億円以内  
(組合は8億円以内)

## 食品流通構造改善促進法の特例

現行

<支援対象>  
食品の流通の合理化・高度化を図るために必要な資金について、食品流通構造改善促進機構による債務保証

本法における特例

<支援対象の拡大>  
左の事業とは別に、農林漁業者と食品の製造等を行う中小企業者が連携した取組に必要な資金について、同機構による債務保証

## 農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

現行

<対象者>  
・農業者、林業者、木材産業事業者、沿岸漁業者  
・これらの組織する団体

<償還期間/据置期間>  
10年以内/3年以内

本法における特例

<対象者の拡大(左記に追加)>  
中小企業者(農業者等が実施する農業改良措置等を支援する取組(農業経営に必要な施設の整備等))

<償還期間/据置期間の延長>  
12年以内/5年以内

## 課税の特例

現行

制度創設

本法における特例

機械等の取得……特別償却(30%)  
税額控除(7%)

## 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

現行

<貸付率>…貸付対象額の1/2以内

本法における特例

<貸付率の拡大>…貸付対象額の2/3以内

# 「農商工等連携事業」の基本的要件

## 基本的要件

### 【1. 有機的連携】中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業であること

- －「有機的に連携して実施する」とは、それぞれが、相手方は保有していないが自らは保有する経営資源を互いに持ち寄り、連携事業期間を通じて、両者いずれもが主体的に参画すること
- －「有機的連携」を担保するため、規約や契約書等において、連携事業の目標、経営資源の相互提供、費用負担・損失の分担・収益の配分、遵守義務を明確化することが必要

### 【2. 経営資源】それぞれの経営資源を有効に活用すること

- －「経営資源を有効に活用」とは、両者の有する設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産等が、本事業を実施するために具体的に示されていることが必要

### 【3. 新商品の開発等】新商品若しくは新役務の開発、生産・提供又は需要の開拓を行うものであること

- －「新商品若しくは新役務(サービス)」とは、事業実施主体にとって、これまでに開発、生産したことのない新たな商品又は役務であること、当該新商品・新役務の需要の開拓について市場で成り立つ見込みがあることが必要

### 【4. 計画期間】原則5年以内とする。

### 【5. 経営の向上・改善】中小企業の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること

- －中小企業者及び農林漁業者いずれも付加価値額が5年で5% (計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%) 以上向上すること(従業員1人当たり付加価値額でも可) ※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- かつ
- －中小企業者は、新商品・新役務の売上げによって、総売上高が5年で5% (計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%) 以上増加する見込みであること
- －農林漁業者は、農商工等連携事業に係る農産物等の売上高が5年で5% (計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%) 以上増加すること。ただし、従来取り扱っていない新規の作物等を導入する場合は事業として成り立つ売上高となること

# 「農商工等連携支援事業」の基本的要件

## 基本的要件

### 【1. 実施主体】 **一般社団法人、一般財団法人及びNPO法人**

－社員総会における議決権・表決権又は設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上を中小企業者が有していることが必要

社団法人・財団法人の場合：出資金額又は拠出された金額の1/2以上が中小企業者によるもの

※一般社団・財団法人法の施行(20.12.1)後は、

・一般社団法人：議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの

・一般財団法人：設立時に拠出された財産価額の1/2以上が中小企業者により拠出されているもの

NPO法人の場合：表決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの

－中小企業者、農林漁業者をはじめ、商工会議所、商工会、全国中小企業団体中央会、JA、JA全国中央会、公設試、大学、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等の関係機関とのネットワークを有していることが必要

### 【2. 事業の内容】中小企業者と農林漁業者との**交流の機会の提供**、中小企業者又は農林漁業者に対する**農商工等連携事業に関する指導又は助言**その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する。

－計画期間内に5件以上の農商工等連携事業の形成を実現させること、又は5件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言を行うことにより、中小企業者及び農林漁業者が掲げた目標以上の成果を実現させることを目標とすること

### 【3. 計画期間】 **原則5年以内**とする。

# 農商工等連携法の位置付け

農林水産品そのものを商品とするもの

農林水産品を活用した商品

その他、工業品など

中小企業者単独によるもの(中小企業者同士の連携によるものを含む)

農業者単独の取組については、  
農林水産業支援法による支援

## 地域資源法

- (対象)①相当程度認識された農産品の活用であること  
②当該地域において生産が行われるものであること

(例)夕張メロンゼリー  
地元の有名なメロンを活用して、  
中小企業者が新たな新商品を開発・販売



## 新連携（新事業活動促進法）

- (対象)①相当程度の需要の見込みがあること  
②新たな事業分野の開拓であること

(例)缶詰製造業と調味料製造業が連携して、  
サケの頭部から高機能性サプリメントを生成



## 農商工等連携促進法

- (対象)①農林漁業者と中小企業者による連携＝双方が経営資源を持ち寄って行う商品等の開発・生産・販路開拓であること(単なる農林水産品の中小企業による活用ではないこと)  
②当該取組が両者の経営の向上に寄与するものであること＝一定の需要の見込みがあること

(例)長いもの供給・出荷体制の整備  
周辺の複数の農協が、長いもの共同生産体制を整備するとともに、地元の農機具メーカーと連携し、大型貯蔵施設整備や掘削機械改良等を行い、長いもの通年供給・出荷体制を構築に成功。



※革新的な取組に限る

※地域資源が指定されている地域に限定される  
※農産品の中で、地域内で相当程度、認識されている物に限定される

(例)ワサビを活用した商品

ワサビ農家(A)、食品会社(B)、建設会社(C)が連携して、ワサビ風味カマボコやソーセージ等の新商品を開発、販売。  
AはB、Cの協力を得て、高品質なワサビを生産管理し、BがAと共同で、ワサビを活用した新商品を開発し、販路開拓。

※ワサビの生産地域と加工場所は異なる



農林漁業経営の改善に資する工業品等の開発等

地域の基幹産業である農林水産業、商業、工業等の産業間での連携(「農商工連携」)を強化し、相乗効果を発揮することで、地域活性化につなげる観点から、農林水産省と一層密接かつ有機的に連携をとり、以下の取組を推進していく。

地域製品の販売促進・新商品開発の支援

・中小企業地域資源活用プログラム<28.0億円>

地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等)を活用して新事業に取り組む中小企業・農業者等の取組を支援。

・新連携対策支援事業<11.0億円>

中小企業者が異分野の事業者(他の中小企業、研究機関、NPO等)と連携して新事業活動を行う取組(「新連携」)に対して支援を行い、農商工連携を推進する。

・広域総合観光・集客サービス支援事業<1.5億円>

農商工連携による体験交流プログラムほか、これらの連携による地産地消型の新サービスの提供を推進し、観光・集客サービスの競争力を強化。

・地域イノベーション協創プログラム<10.0億円>

地域の農業従事者等との有機的連携を通じつつ、農水産品を原材料として活用した新商品・新事業開発を目指した実用化研究開発を実施。

・中小商業活力向上事業\* <10.0億円>

空き店舗を利用した農産物販売のアンテナショップやコミュニティ施設の設置・運営等、商店街・商工会議所や地域の民間事業者などによる農商工連携に向けた取組を支援し、商店街の活性化を促進。

(※少子高齢化等対応中小商業活性化事業より名称変更)

IT活用による生産性向上・販売促進

・地域産品IT販路開拓支援事業<3.0億円>

地域特産品を販売するサイト(ショッピングモール)の立ち上げを支援し、地域の生産者に対し、廉価に出店、直販できる、ITを活用した販路の開拓を促す。

・IT経営応援隊<3.0億円>

中小企業者・農業者がIT経営の実践を進めるためのITコーディネータや地域ベンダ等による官民連携ネットワークを構築し、研修活動、ベストプラクティス等の収集・普及活動、地域連携支援事業を支援。

・電子タグやITシステムの活用による

販売促進及び生産・流通管理<2.0億円>

電子タグなどITを活用して地域特産品の生産・流通の効率化を図る先進的な取組が、全国各地に幅広く展開されるようなシステム開発等を支援。

地域における知的財産の保護強化

・農林水産関連知的財産の基礎づくり<0.3億円>

農林水産関係者に対し、特許、商標(地域ブランド)等に関連するセミナーを全国で開催するとともに、農商工連携分野における地方公共団体との連携モデル事業を実施する。

・農林水産関連知的財産の活用強化<0.2億円>

農林水産関係者に対し、産業財産権に関する無料相談会を全国で開催するとともに、企業等訪問型の相談事業を数か所で新たに実施する。

地域の人材の育成・交流

・産学人材育成パートナーシップ事業<2.5億円>

地域の産業界と大学等の高等教育機関が連携し、地域の特徴を踏まえた農業と商工業の連携等により地域課題の解決に貢献する中核的な役割を果たす人材を輩出する人材育成プログラムの開発とその実証等を行う。

・中小企業ものづくり人材育成事業<0.5億円>

工業高校等と地元企業・農業者等産業界が連携して行うものづくり分野や農商工連携分野の人材育成事業を支援。

・新現役チャレンジ推進事業<5.0億円>

製品開発やマーケティングなどのノウハウをもつ大企業退職者等を数年間に渡り集中派遣し、地域における販路開拓等の取組を支援。

・村おこしに燃える若者等創出事業<2.0億円>

農商工連携等に資するコミュニティビジネスの担い手となる人材(村おこしに燃える若者等)を発掘・育成する取組を支援。

地域産品の輸出促進

・日本貿易振興機構事業(JETRO補助金等)<5.5億円>

日本貿易振興機構において、地域産品の輸出促進のため、品目別輸出会議の開催、主要輸出市場における調査等を実施。

企業立地による地域振興

・地域企業立地促進等補助事業<11.0億円>

企業立地促進法に基づき、農商工連携に資する企業立地を促進するために、地域が取り組む基本計画の策定や人材育成事業を支援。

・地域企業立地促進等共用施設整備事業<7.0億円>

農商工連携に資する貸工場、貸事業場等の共用施設を整備する事業を支援。

# 「農商工連携」の促進を通じた地域活性化（総額約100億円）

農林水産省

地域の基幹産業である農林水産業、商業、工業等の産業間での連携(「農商工連携」)を強化し、相乗効果を発揮することで、地域活性化につながる観点から、経済産業省と一層密接かつ有機的に連携をとり、以下の取組を推進していく。

## 生産段階における支援

### ・地産地消関連対策<8.3億円>

農業、商工業、観光業等が連携して、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン」の整備や、高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍する農産物直売所を中心としたモデル的な取組等を支援

### ・IT活用型営農成果重視事業<0.8億円>

精密農業技術を導入した栽培管理技術、環境負荷低減技術、経営効率化につながる技術等を組み合わせ導入する「IT活用型営農」の構築を支援

### ・漁業再チャレンジ支援事業<5.2億円>

漁業分野への新規参入を促進し、漁業を担う人材の確保を図るため、漁村の経営資源情報等の提供、漁業者(漁協等)と異業種事業者とのマッチングを図るためのフェアの開催、漁業外の異業種のノウハウを活用した漁業分野での起業を支援

## 加工・販売段階における支援

### ・食料産業クラスター展開事業<6.1億円>

地域の食品産業、農林水産業、その他関連産業等との連携による「食料産業クラスター」の形成を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発・販路拡大等を支援

### ・食品産業HACCP等普及促進事業<1.5億円>

食品製造業におけるHACCP手法の導入や食品の全社的な品質管理体制づくりを推進するための研修、セミナー、シンポジウム等の実施を支援

### ・輸出促進対策<20.5億円>

品目別の戦略的な輸出促進、意欲ある農林漁業者等に対する支援、日本食・日本食材の海外への情報発信等を総合的に支援

## 研究・事業化段階における支援

### ・新たな農林水産施策を推進する実用技術開発事業<52.0億円の内数>

農林水産業・食品産業の発展や現場の課題に対応した産学官連携による実用技術等の開発を推進

### ・新需要創造対策<6.3億円>

公設試験研究機関、国公立大学等が開発した新品種、新技術を活用し、産地と企業の連携による新食品・新素材の安定供給システムの確立を支援

この他に、

### ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金<305億円の内数>

農山漁村における生産基盤や生産機械施設、交流・体験施設等の整備を支援

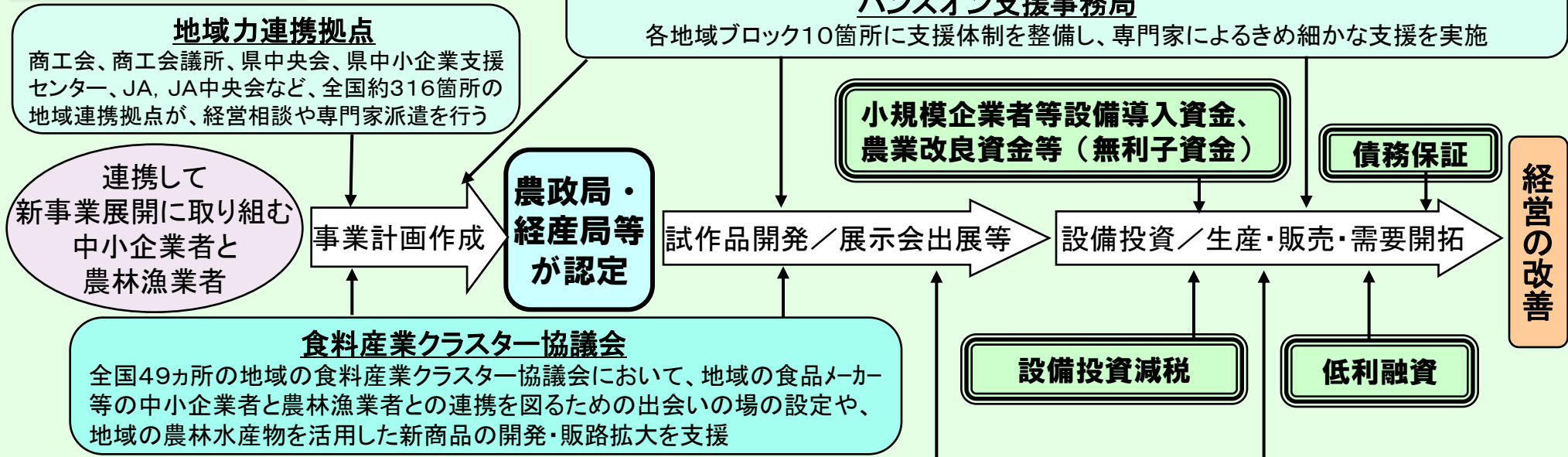
### ・強い農業づくり交付金<249億円の内数>

高品質農畜産物の供給体制の確立を図るために必要な施設・機械等の整備を支援

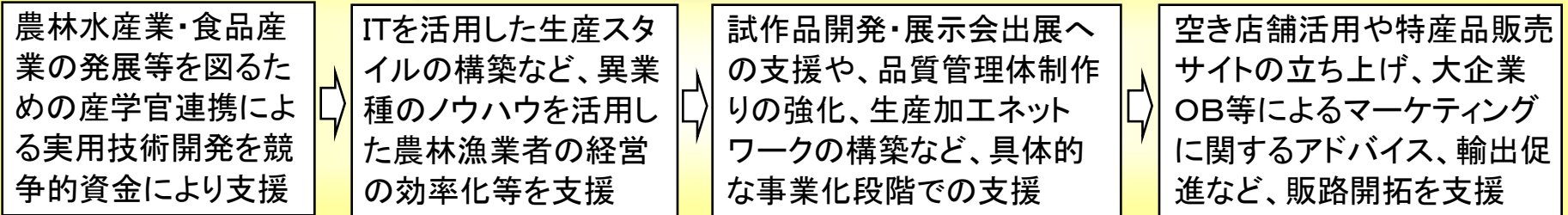
等を確保。

# 農工商等連携促進法における支援の流れ

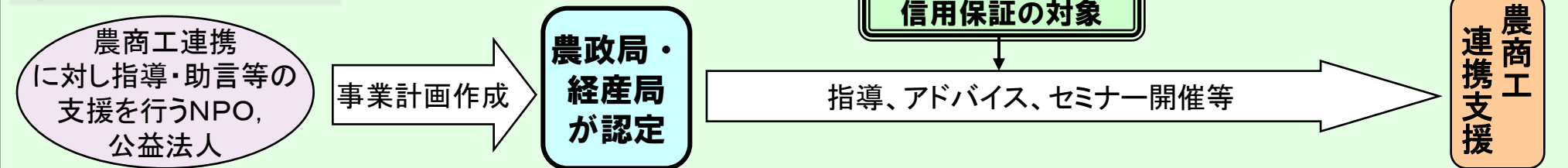
## 【①事業者への支援】



### （※）事業化の段階に応じた多様な予算措置の例

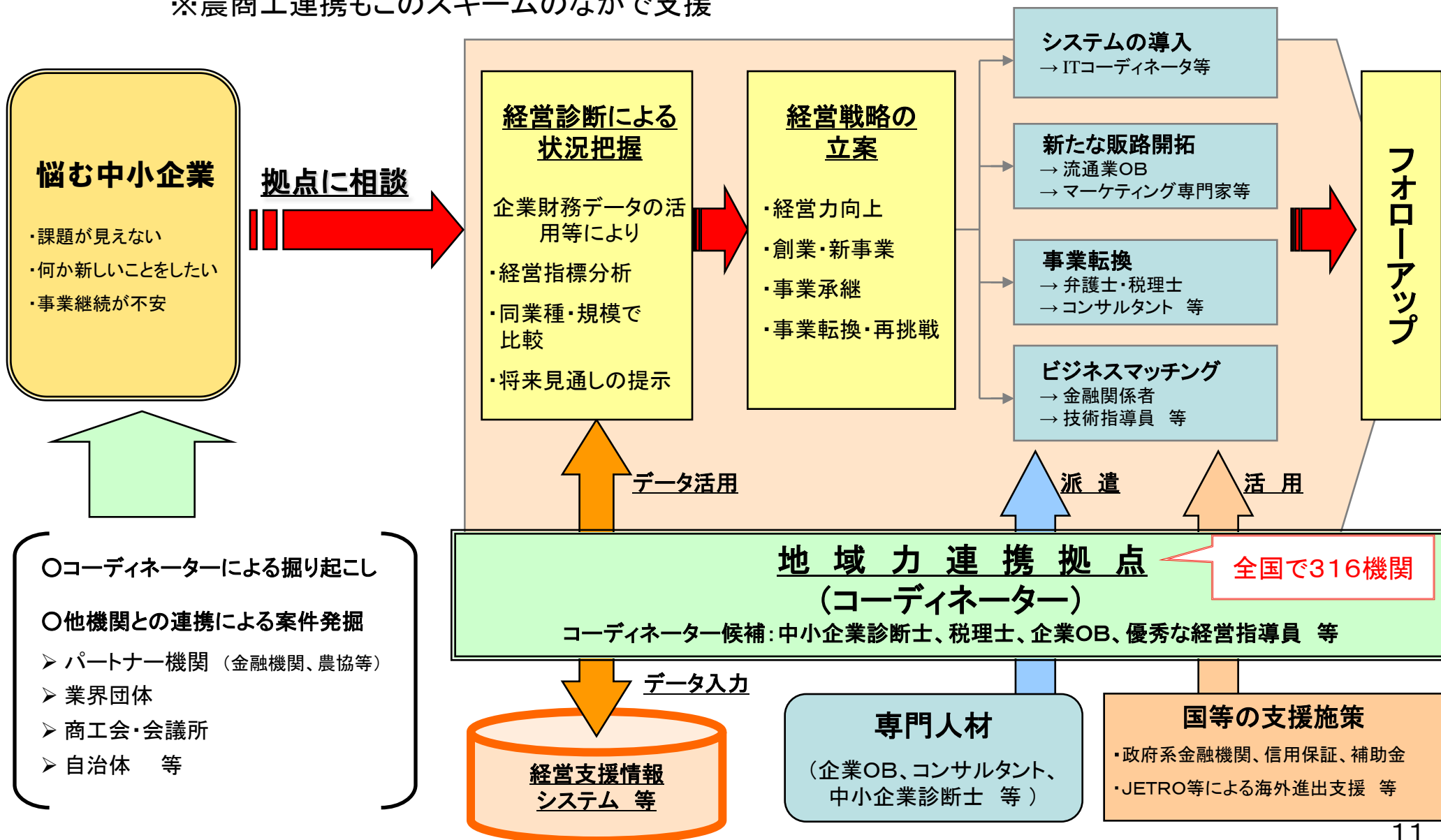


## 【②支援機関への支援】



# 地域力連携拠点の支援の流れ

※農商工連携もこのスキームのなかで支援



## 今後のスケジュール

- ・ 5月16日 法律成立
- ・ 5月23日 法律公布
- ・ 5月30日 地域力連携拠点の事業開始
- ・ 6月2日 基本方針の骨子に係る中小企業政策審議会審議(第1回)
- ・ 6月5日 施行令(政令)、施行規則(省令)に係るパブリックコメント
- ・ 7月21日 法律、施行令、省令及び命令施行
- ・ 7月24日～8月1日 基本方針に係る中小企業政策審議会審議(第2回)、農林水産省3審議会審議
- ・ 8月20日 施行規則公布、基本方針の告示
- ・ 8月20日以降 事業計画の申請受付開始
- ・ 9月20日頃 事業計画の国による認定
- ・ 9月下旬以降 認定事業者向け補助事業募集開始